

今後の取り組み・進め方について



令和2年5月

内閣官房

情報通信技術(IT)総合戦略室

- 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止するための喫緊の方策として、治療薬やワクチンの開発・普及、雇用・家計・事業を守るための取組とともに、**接触機会の最低7割、極力8割程度の削減等のため、ITやデータを総動員した取組が必要。**
- また、戦後最大の危機とも言われる**今般の感染拡大は、社会的距離を確保しながら、仕事、学び、暮らしを継続可能としなければならないなど、社会の在り方に根源的な変革を迫っている。**
- 感染拡大抑制の後には、**我が国経済を再起動するため、ピンチをチャンスに変え、デジタル化を社会変革の原動力とするデジタル強靱化を強力に推進する。**

1 新型コロナウイルス感染拡大の阻止（直近の取組）

- 官民のテックチームによる、ITやデータを活用した感染拡大阻止（→濃厚接触者となった可能性のある人に通知等を行うアプリの実装、病院の医療提供体制の見える化・国民への情報提供、その他民間テック企業の技術・アイデアの実装）
- 諸外国のデータ活用の動向を踏まえ、個人情報保護に十分配慮した取組の促進（DFFTの観点）

2 デジタル強靱化による社会構造の変革 ～社会全体の行動変容～（中長期の取組）

- オンライン化・リモート化による働き方改革・学び改革・暮らし改革（行動変容）により、長期間又は断続的な**接触機会の減少の中にあっても、社会が機能し、経済が成長可能となるよう、デジタルによる強靱化を進める**
- 改革の前提となる**インフラ、データの流通環境、デジタル・ガバメントといった社会基盤の整備**とともに、**デジタル社会に最適化した規制のリデザイン**を実施。また、地域の中小事業者や高齢者、障害者など誰一人取り残すことのない**デジタル・インクルーシブ社会**を実現
- **令和4年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを前提に、様々な手続をデジタルで行うための基盤と位置付けるなど、感染症・災害に順応できる弾力的なデジタル社会構築に向けた基本的考え方を整理**

テレワーク

教育

健康・
医療子育て・
介護・見守り経済活動・
企業活動

働き方改革

学び改革

暮らし改革

規制のリデザイン（デジタル化・オンライン化の障害となる制度の見直し）

社会的基盤の整備

（インフラ、データの流通環境、デジタル・ガバメント、セキュリティ/トラスト、**サプライチェーン**、災害・感染症対応能力の強化、研究開発）

- 大規模災害の発生や、接触機会削減の長期化・断続的発生に備え、災害・感染症対応能力の高い強靱なデジタル社会の実現を図る。
- デジタル・ガバメント、インフラ、セキュリティ/トラスト、サプライチェーンなどの社会基盤を強靱なものとする。

1 課題等

(デジタル・ガバメント)

- 地方公共団体等の「窓口に並ぶ」ことが密集・密接に繋がるため、**手続のオンライン化徹底が必要**
- 災害時等に**国民への支援を迅速に実施できる仕組が必要**
- 災害時の行政の業務継続性の確保のため、セキュリティを確保した上でのシステムのクラウド化及び回線の強化が必要

(インフラ)

- **テレワーク、オンライン教育、オンライン診療等の利用に格差を生じさせない**
- **高齢者、障害者、ITに不慣れな方々も含めてデジタルの恩恵を受けることができる、デジタル・インクルーシブな社会の構築**
- **5G、Beyond 5G等の次世代通信技術の活用のための研究開発の促進**

(セキュリティ・トラスト)

- 遠隔対応が進む中で、**簡易・確実な本人確認手法の普及など、セキュリティ・トラストの確保が必要**

(サプライチェーン)

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、農林水産業は急激な需給バランスの変化や人手不足に直面。**食料品の生産性向上やサプライチェーンの効率化が求められる**
- 国民生活や産業活動に不可欠な**物流について、担い手の安全を確保しながら、その生産性向上や、機能を維持するための取り組みが必要**

2 取組の方向性

(デジタル・ガバメント)

- 書面や対面といったデジタル完結を阻む要件など、制度そのものや慣習の見直し等により、政府内のあらゆる業務のデジタル化を徹底
- 正常時・非常時のいずれにおいても適切に行政機能を発揮するためのネットワーク環境の再構築を開始
- 自治体手続のオンライン化のため、**ほぼ全ての自治体がマイナポータル「ぴったりサービス」等の汎用電子申請システムに接続**
- **支援申請手続システム（Jグランツ）の機能拡充**
- **マイナンバーカードの活用等による被災者台帳の整備や罹災証明書の申請など被災者支援の円滑化**
- 広域クラウドを進めるためにも、**自治体システムの標準仕様を検討**

(インフラ)

- **光ファイバ整備支援、家庭からの通信環境にも配慮した一人一台端末の整備**
- 高齢者等がIT機器・サービスの使い方を身近に相談できる「**デジタル活用支援員**」の全国配備
- **5Gの早期全国展開。Beyond 5G推進戦略の策定・実行**

(セキュリティ・トラスト)

- **マイナンバーカードを官民における本人確認の基盤に**
- **テレワークやオンライン教育ツールにおけるセキュリティの確保**
- **タイムスタンプ、eシールサービスの国による認定、行政手続における活用や普及の障害となる制度の見直し検討**

(サプライチェーン)

- **スマート農業およびスマート水産業による品質・生産性向上、港湾物流のスマート化、スマートフードチェーンの構築によりサプライチェーン全体を効率化するとともに、港湾物流における遠隔・非接触化を推進**

昨今の取り巻く情勢から求められる港湾における対応方針

新たに求められる視点

- 新型コロナウイルスの感染拡大による混乱の中でも、物流業界は我が国の国民生活や経済活動等を支える重要なインフラとしての使命を果たすために機能維持が求められる一方、従業員の安全確保と事業継続に苦慮。
- 物理的な移動を行う為に現場毎に異なる対応が必要であることや、中小企業率の高いことから対策に限界があることも課題。
- 可能な限り、これまで紙で行われていた業務、対面で行われていた業務がオンラインで完結できる環境や物流現場での混雑緩和に向けた対策が必要。



上記を踏まえた港湾分野での取り組み方針

我が国貿易の99%以上(重量ベース)を取り扱い、国民生活や企業活動を支える役割を担う港湾においては、輸送に関わる各種手配や実輸送において「ヒト」が重要な役割を担っていることを前提とした取り組みが必須。今後発生が想定される大規模災害等の事態急変に際しても事業継続が可能となる強靱な港湾物流実現に向けて、港湾のデジタル強靱化を推進。

<取り組み内容>

- 港湾関連データ連携基盤を構築することにより、まずは率先して企業間の情報連携や作業手配といった業務において遠隔勤務を可能とする事業環境を実現。ユーザー目線で構築を進める。
- デジタル化の効果を広く行き渡らせるため、あらゆる港湾の業務場面で遠隔・非接触・ユーザーフレンドリーな業務環境改善を推進。
- データ連携について、物流分野だけでなく、港湾に関する他分野へ展開し、我が国港湾全体の電子化を更に推進。

港湾に関する他分野へのデータ連携基盤の展開

- 取組方針に基づき、港湾関連データ連携基盤の取り組みを、「港湾の管理」「港湾の整備・保全」にも展開し、我が国港湾全体の電子化を促進する取り組みを開始。
- 取り組みに当たっては、個々の分野に特化した検討をスピード感をもって進めるため、新たに関係者から構成するWGを設置し検討を進めることにする。WGの状況については本推進委員会に報告する。

		国	港湾管理者	民間事業者						
<p>現在の取り組み範囲</p> <p>↑</p> <p>取組み範囲を拡大</p> <p>↓</p> <p>新たに取組む2分野の範囲</p>	港湾の利用 (貿易・物流)	<p>国</p> <p>○統計情報</p>	<p>港湾管理者</p> <p>○統計情報</p> <p>港湾物流分野</p>	<p>民間事業者</p> <p>貿易事業者</p> <table border="1"> <tr> <td>荷主</td> <td>船社</td> </tr> <tr> <td>海貨</td> <td>CY</td> </tr> <tr> <td>フォワーダー</td> <td>陸運</td> </tr> </table> <p>施設利用者等</p>	荷主	船社	海貨	CY	フォワーダー	陸運
	荷主	船社								
海貨	CY									
フォワーダー	陸運									
港湾の管理 (港湾管理分野)	管理委託	<p>港長・保安部署等</p> <p>・検疫所</p> <p>・地方運輸局</p> <p>・税関</p> <p>・入国管理局</p>	<p>港湾管理者</p> <p>○出入港届</p> <p>○係留施設使用許可申請</p> <p>○港湾施設使用許可申請(NACCS対象外施設)</p> <p>○臨港地区内行為の届出等</p> <p>NACCS</p> <p>港湾管理分野</p>	<p>各種申請等</p> <p>港湾インフラ分野</p>						
港湾の整備・保全 (港湾インフラ分野)		<p>国</p> <p><直轄事業></p> <p>○法律・制度・基本方針</p> <p>○利用ニーズの把握</p> <p>○利用者ニーズの把握等</p> <p>○プロジェクトの事業化</p> <p>○工事の実施(発注・監督・検査)等</p>	<p>港湾管理者</p> <p><補助事業></p> <p>○港湾計画</p> <p>○利用ニーズの把握</p> <p>○利用者ニーズの把握等</p> <p>○プロジェクトの事業化</p> <p>○工事の実施(発注・監督・検査)等</p>	<p>専用施設の整備主体</p> <p>調査・設計コンサル</p> <p>○需要予測、調査・測量、設計等</p> <p>建設事業</p> <p>○工事の実施(施工管理)等</p>						

本委員会とサイバーポート検討WGの役割分担について（更新）

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT総合戦略本部)
本部長: 内閣総理大臣

官民データ活用推進戦略会議
議長: 内閣総理大臣
副議長: IT政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣
議員: 議長・副議長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監及び有識者

官民データ活用推進基本計画実行委員会
会長: 村井慶應義塾大学教授
(委員会構成: 民間委員 + 各府省庁: 局長級)

内閣官房 IT総合戦略室
所管会議体

<合意・決定の場>

港湾の電子化(サイバーポート)推進委員会
(内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室 +
国土交通省 港湾局 設置)
座長: 村井慶應義塾大学教授
関係省庁(指定職級: 局長 / 審議官等):
内閣官房 (IT総合戦略室)、財務省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省
有識者、関係民間団体等

検討
依頼

結果
報告

<議論・調整の場>

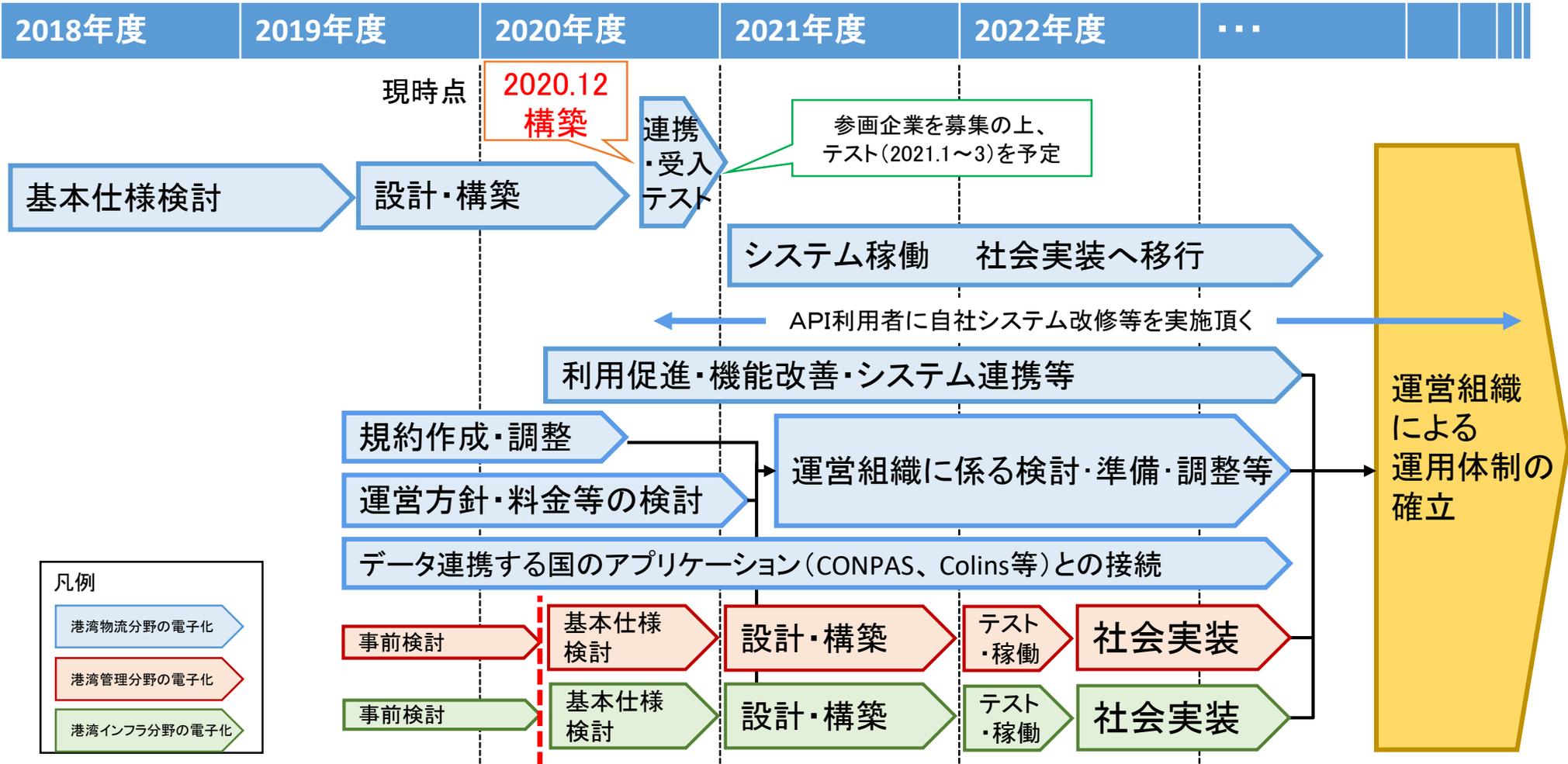
サイバーポートWG
(国土交通省 港湾局 + 内閣官房 情報通信
技術(IT)総合戦略室 設置)

座長: 必要に応じ設置
関係省庁(課長級、議論テーマに応じ参加)
関係民間団体等(議論テーマに応じ参加)

- ① 既存の港湾物流分野に関する「検討WG」は、社会実装に向けて「推進WG」として継続。
- ② 新たに取り組みを始める2分野(港湾管理、港湾インフラ)の検討を行うための体制を早期に立ち上げる。

取り組みスケジュール

- 国際海上コンテナ物流に係る港湾関連データ連携基盤は、2020年中に構築し、2021年度よりシステム稼働
- 新たに取り組むを進める「港湾管理」、「港湾インフラ」の分野については、今年度早期に検討体制を立ち上げ、今年度中に基本仕様の検討を行うことにより、2021年度からの設計・構築着手を目指す。



委員会開催スケジュール (案)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度(2019年度)				令和2年度(2020年度)				令和3年度 (2021年度)	以降
		1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
港湾の電子化(サイバーポート)推進委員会	★ IT戦略閣議決定 ● 第1回会議開(11/2)	★ IT新戦略閣議決定(6/14) ● 第2回会議開催(5/10)		● 第3回会議開催(11/25)		★ 次期IT戦略閣議決定(予定) ● 第4回会議開催(5/14)	年2~3回開催			● 第5回会議開催(12月頃) 連携基盤構築状況の報告 連携、受け入れテスト方針	
↑ ↓ 連携											
サイバーポート検討WG (港湾・貿易手続)		○ 第1回会議開催(12/20)		○ 第3回会議開催(8/5)		○ 第5回会議開催(4/21)					
		○ 第2回会議開催(3/15)		○ 第4回会議開催(11/22)				○ 第2回会議(未定)			
サイバーポート 推進WG(港湾物流)			要件定義・基本仕様の検討			設計・構築		○ 第1回会議開催(日程未定)	連携・受入テスト	システム稼働 社会実装へ移行	年2~3回開催
						利用規約・運営方針の検討				運営組織の検討・準備等	運営組織による運用体制の確立
										利用促進・機能改善等	
サイバーポート 検討WG(港湾管理)		事前検討				上半期中早期にWG立ち上げ	年2~3回開催				
サイバーポート 検討WG(港湾インフラ)		事前検討				上半期中早期にWG立ち上げ	年2~3回開催				



港湾関連データ連携基盤構築

委員会及びサイバーポート検討WGにおける取組内容 ※スケジュールは予定

港湾の電子化(サイバーポート)推進委員会

	議題
第1回 (平成30年11月)	<ul style="list-style-type: none"> ○港湾の電子化の必要性、概要、期待される効果 ○完全電子化のロードマップ(対象業務と実施期限) ○サイバーポート検討WG(港湾・貿易手続)の検討事項の洗い出し
第2回 (令和元年5月)	<ul style="list-style-type: none"> ○サイバーポート検討WG(港湾・貿易手続)検討内容報告 ○IT新戦略の改定に向けて
第3回 (令和元年11月)	<ul style="list-style-type: none"> ○サイバーポート検討WG(港湾・貿易手続)要件定義報告 ○今後の進め方等について
第4回 (本会議)	<ul style="list-style-type: none"> ○港湾関連データ連携基盤の設計・構築検討状況の報告 ○港湾関連データ連携基盤の利用規約の検討状況の報告 ○IT新戦略の改定に向けて
第5回 (令和2年12月頃)	<ul style="list-style-type: none"> ○港湾関連データ連携基盤の構築結果と連携・テスト実施方針の報告 ○港湾管理分野と港湾インフラ分野の検討状況の報告

サイバーポート検討WG(港湾・貿易手続)

	議題
第1回(平成30年12月) 第2回(平成31年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ○港湾・貿易手続に係る現状、課題 ○港湾関連データ連携基盤が具備すべき要件、機能、仕様 ○アンケートの調査・分析結果の中間報告
第3回(令和元年8月) 第4回(令和元年11月)	<ul style="list-style-type: none"> ○アンケートの追加調査・分析結果等の報告 ○港湾関連データ連携基盤の要件定義
第5回(令和2年4月)	<ul style="list-style-type: none"> ○港湾関連データ連携基盤の設計・構築検討状況について ○港湾関連データ連携基盤の利用規約の検討状況

改組

サイバーポート推進WG(港湾物流)

	議題
第1回(令和2年9月頃)	○港湾関連データ連携基盤のテスト、運用に向けた調整、方針

上記WGに加え、港湾管理分野及び港湾インフラ分野に関するWGを令和2年度上半期中早期に立ち上げ検討を開始する。